

## ～海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の申請について～

海区漁業調整委員会の選挙人名簿は、申請に基づいて毎年9月1日現在で選挙人の選挙資格を調査して調製することになっております。

従って選挙資格のある人は、当選挙管理委員会に申請していただく必要がありますので、次の事項に十分ご留意の上、申請書を提出されるようお願いいたします。申請をされない場合、選挙資格を有していても投票することができませんので、十分にご注意ください。申請書は、各部落事務所等を通じて全戸配付致します。

### 1. 選挙権を有する人の範囲

(イ)平成5年12月6日以前に出生した方で、東通村内に住所又は事業所を有し、1年に90日以上(※)漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する人。ただし、海そう漁業については、漁船の使用を条件としません。

※1年に90日以上とは、現実には沖に出た日だけでなく、漁具の手入れ等の準備作業、天候が悪く海に出られずに待機していた日なども含まれます。

(ロ)海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であって、その委員又は役員に就任後、前号に該当しなくなったため選挙権を失った人(この場合に該当する人は、委員又は役員でその任期中及び退任後最初に行われる選挙に限る。)

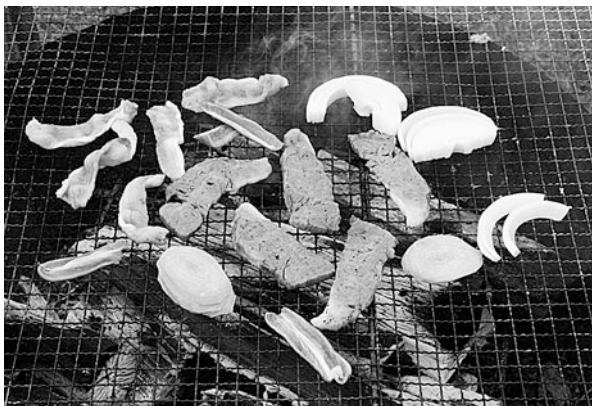
2. 申請の日付 平成25年9月1日現在 3. 申請の期間 平成25年9月1日から9月5日

◆お問い合わせ先 村選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎27-2111

# 野牛川レストハウスのバーベキュー祭り

8月10日(土)～15日(木)

お昼から20:00まで営業!



○お問い合わせ先

**野牛川レストハウス**

TEL 0175-28-5203



一般社団法人 **東通村産業振興公社**

〒035-0103 青森県下北郡東通村大字野牛字野牛川61-6  
TEL.0175(47)2115・(47)2266 FAX.0175(47)2113

